

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 CHINKET Metta

論 文 題 目 カンボジアにおける行政紛争処理制度の研究

### 論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 稲葉一将

名古屋大学大学院法学研究科教授 深澤龍一郎

名古屋経済大学法学部特任教授 市橋克哉

## 別紙 1 - 2

## 1. 本論文の目的

本論文は、カンボジアにおいて市民（本論文の注 2 において、国民とは異なり、「市民」の日本語訳を用いる理由が述べられている。）と行政との紛争を処理する諸制度（これは、便宜的に「行政紛争処理制度」と総称されている。）を素材にして、この国においても基本的な行政法制度の 1 つに位置づけられる広義の行政争訟制度が生成展開する方向性を提示しようと試みたものである。

本論文の「はじめに」では、論文執筆に至った問題意識と本論文を執筆する目的が述べられている。これによれば、カンボジアにおいても、市民が行政活動に不満や不服を有するに至り、このため生まれた紛争を放置せずに、これに対応して法制度の整備を含む諸措置を講じるべき必要性これ自体は、カンボジアの王国政府においても理解されているという。しかし、西欧や日本における行政法制度の整備段階と比べると、カンボジアでは、行政不服審査制度や行政（事件）訴訟制度のような一般的な行政法制度は整備されていない。この現状に対して、法制度が存在するフランスなどの他国に言及しながら、西欧に存在する行政裁判制度をモデルにして、それに類似する法制度の整備を主張する行政裁判制度論が存在しないことはない。しかし、カンボジアにおけるそれらの主張は、「現状批判」にとどまっていると、本論文においては評価されている。

先行研究が「現状批判」の段階にあると把握することで、本論文を執筆する目的は、フランスをモデルにした行政裁判制度論に対してクリティカルな考察を行う、というものになる。この目的を達成するために、本論文は、カンボジア法一般の特質にまで掘り下げた考察を行うことで、先行研究が有する傾向とは異なって、約 90 年に及んだフランス植民地時代の前後の時代区分に、むしろ注目する。すなわち、フランス植民地時代に整備された法令以前に存在した伝統法の意識と 1981 年憲法以降の社会主義の時代に整備された法制度の残存とが結合する形態として、カンボジアにおける「行政紛争処理制度」の特質を把握するのである。このような考察を行うことで、カンボジアにおいて、フランスをモデルにした行政裁判制度論が存在しながら、なぜ「行政紛争」を「処理」する法制度が不在のままであるのかの原因を発見するとともに、法制度の整備が可能になる方向性を論じようとするのが、本論文執筆の企図である。

## 2. 本論文の構成

以上で述べた目的を達成するために、本論文がどのような構成によって論証を試みたのかを次に述べることにしたい。全体は、本論文の目的と論証の手順が示された「はじめに」と、まとめに該当する部分の「おわりに」を除くと、「第 1 章カンボジア法の一般的特徴」、「第 2 章カンボジアにおける行政紛争処理制度の歴史的展開」、「第 3 章カンボジアにおける行政紛争処理制度の現状とその問題点」および「第 4

章カンボジアにおける行政紛争処理制度の整備の方向性」の 4 章から構成されている。

まず第 1 章においては、数少ない先行研究および教材類を手がかりにしながら、主に、カンボジアにおいて一般的に「規范文書」といわれる法令類の根拠を示すことで、カンボジア法一般が、伝統法の存続とともに、フランス法および社会主義法の影響を受けていることが述べられている。ここでは、これらの 3 つの法が統一性を欠くばかりか、相互関連性すらはっきりしないまま分裂して存在している状態が論じられている。このような特質を有するものとしてカンボジア法を把握することで、統一的な把握が難しい 3 つの法のうち、どれか一部分だけが、先行研究においては論じられがちともなる原因の指摘が可能になっている。

次に、第 1 章の叙述で明らかにされたカンボジア法の特徴を、「行政紛争処理制度」に即して論証することが、第 2 章では企図されている。すなわち、カンボジアでは、伝統法の原始的な紛争処理、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度という異質の「行政紛争処理制度」が、時間的な連続性がなく断絶的に形成されてきたが、結局、3 つのうちのどれも法制度として結実することなくカンボジア社会において定着しなかった経緯が、ここでは述べられている。

第 3 章では、第 2 章で述べられたそれらの 3 つの法の特徴が、「行政紛争処理制度」の現状において、どのようにあらわれているのかの解明が試みられている。まず、フランス法の影響を受けたために行政裁判所の設置構想が有力に主張されているものの、法令類の一次資料を調査する場合には、「行政訴訟」等の用語あるいは概念が残存しているにとどまるという事実が明らかになる。本論文はこのような状態を「行政裁判所制度の残滓」と表現している。

これに対して、散在する個別の「規范文書」の内容を調査した結果、法制度に関しては、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度の数が比較的多いという調査結果が述べられている。このような調査結果に基づいて、カンボジアの実務ではほとんど自覚されていないとはいえ、無意識的にはあっても、社会主義法の影響は、法制度の次元ではなお強固に存続していると本論文は主張するのである。最後に、伝統法は、以上のような法制度の次元とは異なり、法意識の一種として市民の行動に根強く残っていると述べられている。

以上の考察の結果、第 1 に、「行政訴訟」といっても、特別の行政裁判所の設置やその訴訟手続が実際には定められていない。第 2 に、市民の憲法上の権利として認められているものの、「抗議申立て」は、これを具体化する（一般）法制度の整備という段階には至っていない。そして第 3 に、法制度とは異なり社会の実態を観察する場合には、市民の行動にはなお影響力が強いと考えられる伝統法の意識が存続していると考えざるをえない。いずれも断片的に存在するにすぎず、相互関連性も

なく、3つのうちのどれかが次の段階へと展開するだけの十分な条件が形成されないまま不安定な状態にあると述べられている。このような考察の結果、断片的で統一されていない用語や概念が多義的なまま存在するという現状の把握が可能になっている。そして用語や概念の多義性は、紛争処理機関の責任についても、これを曖昧なものにしており、この結果、紛争を処理する手続や決定の効力も明確に定められていない、と指摘されている。

最後に、第4章において、以上のような「行政紛争処理制度」の現状に対して、どのような法制度が整備されてくることになるのかの方向性が論じられている。ここでは、フランスにおける行政裁判所制度に強い影響を受けた特別の行政裁判所の整備というカンボジアにおいて多数が主張するような方向性は、実現が必ずしも容易ではないと冷静に述べられている。

むしろ、第1章および第2章で経緯を述べたように、カンボジアでは、単線的に権利利益救済を目的にした行政争訟制度が整備されてくるという展開とは異なり、様々な断片的な要素が混在している土壌に生成展開する「行政紛争処理制度」の整備も、複数の方向性が視野に入られるべき必要性が強調されている。これは、裁判所における紛争解決と判例の蓄積という発展の方向性を否定するものではないが、これと同時に、伝統法の意識（本論文では、官吏個人の責任を追及する法意識を表現するために、「対個人紛争主義」という日本語が用いられている。）と矛盾しない社会主義法の影響（ここでは、社会と国家との対立が解消されるという理論において、国家ではなくて官吏やこれを監督する機関の責任を追及する法制度のこと。）を受けたと考えられる抗議申立ての制度も活用されてよい、という方向性である。

今後の展望として、短期的には、官吏が署名する「決定」と連続性を有する「行政決定」という概念を、抗議申立ての対象となるべき行政活動を指すものとして一般法（通則法）に定めることが、法整備の起点になる。この次の段階においては、「行政決定」の違法性を審査する組織や手続を法定するという課題が生まれてくる。

しかし中長期的には、抗議申立ての対象になる行政活動の意義を定めるということは、この「行政紛争処理制度」の対象行為と行政裁判所や行政訴訟手続における審査対象行為とが連動することを意味するので、カンボジアにおける行政争訟法の整備が影響を受ける可能性にも注意を要するとも述べられている。つまり、「行政紛争」の「処理」が行われるべき行政活動を「行政決定」と定めて、かつ、これを日本における処分性を有する行政活動のように狭く定義づける場合には、ここから外れる行政活動に関する「紛争処理」が、いずれ問題にならざるをえない。本論文は、将来において、まず広狭の定義がなお論点であるが「行政決定」の審査制度が整備され、そこから行政争訟や行政裁判といった概念がアクチュアルな法的問題になる段階で再び、市民の権利利益救済を目的にした行政争訟以外の法制度の整備が必要になるという論理構造を示したところに意義を有する。

今後、「行政決定」の定義等の新たな問題が生まれると予測できるが、本論文の「おわりに」では、行政救済法に関する一層立ち入った本格的な考察は、今後の検討課題であると述べられている（今後の検討課題についての学位請求者の認識は、口述試験でも問われたので、そちらを参照していただきたい。）。

### 3. 本論文の評価

ここで本論文の特徴を整理すれば、これは第 1 に、権利利益救済を目的にした行政争訟制度（日本でいうところの処分を中核概念にした行政争訟制度。）を整備することで、むしろそこから外れる紛争が生まれ、これを対象にする「行政紛争処理制度」の整備が必要になってくるという論理構造を述べたところに特徴がある。この論理構造これ自体は、社会体制や法制度の整備段階が異なるカンボジアと日本において共通する基本問題であって、多くの相違点のみならず共通課題が指摘されているところは、高く評価されてよい。

第 2 に、西欧や日本におけるような意味での行政法が存在しないカンボジアにおいて、何を起点にすることで行政法の生成展開が可能になるのか、またその法的諸条件を考察するという原理的な観点から、「行政紛争処理制度」を論じたのが、本論文の特徴である。日本であれば、行政不服審査法や行政事件訴訟法という法制度が既に存在しており、裁決や判決も生まれているので、既に存在するもののうち比較的新規性を有する法現象を発見して、この意義を論評するのも、行政法研究の 1 つであるのかもしれない。しかし、法制度が存在しない現状を出発点にして、ここにもどのような条件が揃えばどのような法制度が整備可能になるのかを考察する本論文が試みたような研究も、行政法研究に含まれてよい。この後者の型の一つである本論文は、従来、前者の型の研究に取り組むことが比較的多かった日本の行政法研究に対しても、その観点の設定や研究素材の選択そしてこれへの接近のありようについて、示唆するところがあると評価できる。

最後に、カンボジア法を 3 つに分析して、フランス法の影響を相対化する目的のために、法意識と法制度を区別することで伝統法の意識と社会主義の時代の法制度の残存を論じているところは、少なくともカンボジアの先行研究には見られなかった理論的独創性を有するものと評価できる。これに対しては、フランス法の影響が過小評価されていないのかの疑問がなくはない。しかし、この疑問は、カンボジア法を 3 つに分析した本論文の考察を前提にしつつ、その 1 つであるフランス法の影響の評価が異なるために生まれる疑問であって、本論文が行った問題設定の適切さは、むしろこのような疑問によって証明されているともいえる。

以上のような特徴を有する本論文が、名古屋大学の博士（比較法学）学位の水準を満たす学位請求論文に結実しているのか否かを、以下で判断することにしたい。

A 「アジア法整備支援」に関わる「実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している」こと。

本論文は、カンボジアにおける「行政紛争処理制度」に即して、ありうる法整備の方向性の1つを提示したものであって、実務的課題の発見・課題に貢献していると評価できる。また「現状批判」の段階にあった先行研究に対しても、批判にとどまらずに、法制度が未整備のままになっている原因を、3つの法が混在することになったカンボジア法の歴史を述べることで、発見している。このように本論文は、「行政紛争処理制度」を素材にしながらかンボジアにおける実務的課題のみならず、その背景に存在するフランス法や社会主義法といった法理論の重要性をも指摘しており、理論的課題の発見にも貢献するものであると評価できる。

B「主として比較法学的」手法によること。

本論文は、カンボジア法の一般的特徴を3つに分析することで、フランス法等のこれらのうちどれかとの比較法研究を行うことが、カンボジア法の総体的把握を難しくするという問題意識を、「はじめに」で、やや詳しく述べている。そこでは、「カンボジアに強い影響力を有しないが、近代期に西欧の法制度を導入しようと試みた日本の法制度や理論の経験をいわば鏡とすることで、カンボジアの現状を客観的に把握しようとするもの」という比較法研究についての問題意識が述べられている。日本の法制度（典型的には、行政行為中心の行政争訟制度。）の到達点とともに課題も意識しながら、カンボジアにおける「行政紛争処理制度」の方向性が考察されている。ここには、主として比較法学的手法による研究が行われた事実が示されている。

C「一次資料として主として母語によるものを持ちいるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めている」こと。

本論文は、「行政紛争処理制度」に即してカンボジア法を、日本との比較を意識しながら日本語を用いて論じたものである。引用されている日本語文献には、日本におけるフランス法研究や社会主義法研究の成果のほかに、法整備支援のありようを論じた文献も含まれている。また、本論文で「古法」と述べられている伝統法の一次資料（本論文では、経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法〔典〕集』（2016年-2020年）と訳出されている。）は、2016年以降に新たに編纂された古代のクメール語が記されたものであることも、ここで述べておきたい。日本語訳の正確性に対する評価はともかく、最新の一次資料を日本語に訳出するために要した労力は、正当に評価されるべきである。日本における行政争訟制度の研究動向を前提にしながら、日本語文献の参照およびカンボジア法（とくに古法）の日本語訳の努力のいずれに関しても、本論文は、母語以外の言語を用いて論述を試みたものであると評価できる。

D「問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されている」こと。

本論文の問題設定は、「行政紛争処理制度」が未整備である原因は何かを問い、このようなカンボジアにおける法整備にはどのような方向性がありうるのかを問う、というものである。このような問題に対して、カンボジア法を 3 つの法の影響を有するものとして分析することで、「行政紛争処理制度」についても、3 つの法の混在や分裂という現状を分かりやすく述べている。また、その法整備の方向性についても、フランスをモデルにした行政裁判制度論を否定しないがこれを相対化するとともに、伝統法の意識と社会主義時代の法制度の影響も重視されるべきことを述べることに成功している。このような本論文に対しては、フランス法の影響が、過小評価されてはいないのかの疑問も予想される。しかし、問題設定は明確であって、ありうる 1 つの答えを述べたという意味では「自分なりの回答が出されている」論文であると評価できる。

E「従来の研究と比較して独自性が認められる」こと。

カンボジアにおける「行政紛争処理制度」を論じた先行研究は、本論文の「はじめに」において詳しく紹介されているように、カンボジア国内において刊行されている教材類の程度にとどまっており、まとまった本格的な研究という意味では、本論文が初めての研究成果である。実在する個別の「規范文書」を一次資料にしながら、これを丹念に渉猟したところには、従来の研究にはなかった独自の研究が行われた形跡が示されている。また、カンボジア法一般の部分の叙述についても、新たに編纂された伝統法（古法）を論じた箇所は、従来のカンボジア法研究一般と比較しても独自性が認められる。このような本論文は、従来の研究と比較して独自性が認められるものと評価できる。

F「論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されている」こと。

本論文は、従来、カンボジアにおいて主張されることが多かったフランスをモデルにした行政裁判制度論に対してクリティカルな考察を行うという問題意識から出発しており、伝統法、フランス法および社会主義法の影響というように 3 つに分析することで、フランス法の影響を相対化することに成功している。しかも、伝統法と社会主義法の影響は、同一平面ではなくて、ここに法意識と法制度の区別が加わることで立体的な把握が可能になり、この結論において伝統法の意識と社会主義法の影響を受けた法制度とが結合する形態として「行政紛争処理制度」の方向性を提示している。

本論文に対して予想される批判の 1 つには、フランス法の影響を相対化しすぎているのではないかと、という疑問が考えられる。これに対して、本論文は、フランスをモデルにした行政裁判制度論を否定するものではない。しかし、権利利益救済を目的にした行政裁判制度が整備された場合でも、ここから外れる「行政紛争」が残り、あるいは新たに生まれてくると予測されるので、このような「行政紛争」を「処理」するための法制度も固有の存在理由を有するというところを、問題提起している

のである。

本論文が用意する回答に対する評価は一樣ではないとしても、本論文に対する批判を想定して、批判に対してありうる回答の 1 つを用意しながら本論文が執筆されたという事実は、正当に評価されるべきである。

#### 4. 結論

以上のような評価の結果、審査委員会は、本論文が、名古屋大学の博士（比較法学）学位授与にふさわしいものであると判断した。